

飲食店事業者緊急支援給付金

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた行動自粛などにより、経営に影響を強く受けている市内の飲食店事業者に対して支援を行います。

給付額 1店舗につき20万円

支給対象者（以下の条件を満たす方）

- ① 食品衛生法第52条の規定により「飲食店」の営業許可を受けていること。
※佐世保市宿泊事業者緊急支援給付金との併用受給はできません。
- ② 年間を通じて、常設の店舗内で飲食スペースを有して営業を行っていること。
※イートイン（飲食店で買った食料品をその店内で食べること）のスペースを設けているスーパー・コンビニ等は除く
- ③ 市内に店舗を有する中小企業者及び小規模企業者（個人事業主を含む）
※全国チェーンの直営店などは除く（フランチャイズ契約者は対象）
- ④ 令和2年4月27日時点で営業許可を受けており、今後も営業を継続する意思があること。
- ⑤ 令和元年12月末時点で市税の滞納がないこと。

受給権者

営業許可書に記載された申請者

給付金の申請及び給付方法

感染拡大防止の観点から、給付金の申請は郵送方式とし、給付は銀行口座への振込みとします。

提出書類

- ① 必要事項を記載し押印した緊急支援給付金交付申請書
※申請書の様式は佐世保市HPからダウンロードしてください。
- ② 通帳等の写し（振込先口座情報が分かるもの）
- ③ 営業許可書の写し

提出先

〒857-8585

佐世保市八幡町1番10号

佐世保市役所 商工労働課 緊急経済対策給付金事務局宛て

申請期間

令和2年4月27日（月）から令和2年6月30日（火）まで（当日消印有効）

問い合わせ

佐世保市役所 商工労働課 緊急経済対策給付金事務局 電話番号：0956-24-1111